

事務連絡
令和2年5月5日

各障害福祉サービス等事業所管理者 様

香川県健康福祉部障害福祉課
施設福祉・就労支援グループ

新型コロナウイルス感染症防止のための保育施設等利用について（依頼）

日頃は、障害福祉行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等が利用者及び家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、感染拡大防止の徹底を前提として、必要なサービスを継続的に提供するようお願いしているところです。

このたび、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日（日）まで延長されたことを受け、市町から障害福祉サービス等利用者に対して、別添のとおり通知していただくようお願いしています。

貴施設におかれましては、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、支援が必要な利用者に対して適切な支援が提供されるよう、市町や相談支援事業所などと連携しつつ、引き続きサービスの提供をお願いします。

また、職員の方がお休みを取りやすい体制づくりについても御配慮ください。

なお、本通知は、障害福祉サービス等事業所に対する、サービス提供の自粛を要請するものではありませんので、御留意ください。

香川県 健康福祉部 障害福祉課 施設福祉・就労支援グループ 来田、 <u>内原</u> 電 話 087-832-3293 FAX 087-806-0240
--

各市町障害児通所支援担当課長 殿

香川県知事 浜田 恵造

新型コロナウイルス感染症防止のための保育施設等利用について

このことについては、厚生労働省から令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」で、放課後等児童デイサービス事業所の対応についての通知が発出され、香川県においては、令和 2 年 4 月 16 日に全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域となったことを受けて、利用者とそのご家族の健康を第一に考え、事業所等における新型コロナウイルス感染防止を徹底するため、5 月 10 日（日）まで、仕事を休んで家にいることが可能な貴市町の保護者に対して、利用を控えるよう依頼していただいているところです。

今般、緊急事態措置を実施すべき期間が 5 月 31 日（日）まで延長されたことを受け、本県においても利用を控えるよう依頼することについて、5 月 31 日（日）まで、延長されるようお願いいたします。

その際、5 月 1 日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」を踏まえ、当初想定されていた期間を超える通所自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、支援が必要となる事例も考えられることから、市町においては、すべての保護者に対し、支援の必要性を再度確認し、適切に支援が提供されるようご対応をお願いします。

また、利用者や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大した場合で、事業の提供を縮小して提供することが困難なときは、臨時休業することも検討していただきますようお願いいたします。

さらに、事業所に対しても、職員の方がお休みを取りやすい体制づくりについて配慮するよう依頼下さい。

なお、自治体から利用を控えるよう依頼があった場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）」、「小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」の休業補償の対象となることを申し添えます。

香川県 健康福祉部 障害福祉課
施設福祉・就労支援グループ 来田、内原
電 話 087-832-3293
FAX 087-806-0240

補 足 説 明

○休業補償の対象となる保護者

障害福祉サービス等のうち、臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話を行っている保護者

○障害福祉サービス等

- ・放課後等デイサービスを行う事業（児童福祉法第6条の2の2第4項）
- ・児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第2項）
- ・医療型児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第3項）
- ・短期入所を行う事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）
- ・日中一時支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項）
- ・地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号）

○臨時休業その他これに準ずる措置

イ 障害福祉サービス等が自治体からの要請等に基づき、臨時休業や当該施設又は事業の利用の停止を行うこと

ロ 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること

ハ 特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めること

○保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者のほか、事業主が有給休暇を取得させた場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。）も含む。

○小学校休業等に伴う休業補償に関する参考URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html